

商品概要説明書

介護応援リフォームローン（ジャックス）

（2023年4月1日現在）

商品名	介護応援リフォームローン（ジャックス）
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下（完済時年齢75歳以下）の方。 ○勤続（営業）年数2年以上、且つ安定・継続した収入の見込める方 ○住居が本人または同居の配偶者、親または子の所有物件であること ○原則、団体信用生命共済に加入できる方。 ※融資金額500万円以内かつ融資期間15年以内の場合は任意とします。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○リフォームローン、または住宅ローンの借換を資金用途に含む場合、その借換対象ローンで直近6ヶ月以内に返済遅延がない方 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○同居家族に、介護認定を受けている方がいること。（要支援1・2、要介護1～5）
資金用途	○介護に必要な工事を含む下記のご資金が対象です。 ①住宅の増改築及び住宅設備機器購入 ②住宅の設備機器購入及び介護機器購入資金 ③冷暖房・融雪・太陽熱温水器などの設備機器購入・工事資金 ④上記①～③のリフォーム資金とリフォームローンの借換（他金融機関からの借入金に限りません。）を合わせた資金 ⑤上記①～③のリフォーム資金と住宅ローンの借換（他金融機関からの借入金に限りません。）を合わせた資金（ただし、住宅ローンは返済実績5年以上あり、かつ直近1年間に返済遅延がないことを条件とします。） ⑥上記①～③の資金と同時に家電、家具を購入又は買い替えをするための資金
借入金額	○10万円以上1,500万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。但し、営農者を除く自営業者は、1,000万円以内とする。
借入期間	○6ヶ月以上20年以内（6ヶ月単位）とします。
融資方法	○工事完了後、顧客口座経由で販売（工事施工）業者への振込に限定とします。但し、資金用途⑥について、業者振込が困難な場合は、100万円又は資金用途①～③の借入額に対し、30%のいずれか低い額であれば、工事完了後に顧客口座振込を可とする。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ下さい。
借入方式	○証書借入とします。
返済方法	○毎月元利均等返済 ○毎月元利均等返済とボーナスの併用（但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とします。）
担保	○不要です。

介護応援リフォームローン（ジャックス）

<p>団体信用 生命共済</p>	<p>○団体信用生命共済への加入を条件とします。</p> <p>○団体信用生命共済に加入できない方は、融資期間は15年以内とし、法定相続人を連帯保証人としていただきます。</p> <p>○融資金額が500万円以内、かつ、融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。</p> <p>なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="411 481 1220 627"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.2%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.2%
団体信用生命共済名	加算利率						
団体信用生命共済（特約なし）	なし						
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.2%						
<p>9大疾病補償保険</p>	<p>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年0.3%</p>						
<p>保証料</p>	<p>○保証料1%とし、お借入利息に含まれています。</p>						
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）またはリスク管理室（電話：0234-43-8777）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>						

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせ下さい。</p>
-----	---

J A 庄内みどり